

国立大学法人岐阜大学監事監査規則

平成16年4月1日
岐阜大学規則第184号

(趣旨)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第百十二号）第11条第4項から第9項までの規定に基づき監事が行う国立大学法人岐阜大学（以下「本法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項については、法令及び他の規程に別段の定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(監事監査の目的)

第2条 監事監査の目的は、法令等に従い、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること、及び会計経理の適正を確保することにあるものとする。

(監査の種類)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務監査は毎年度1回以上行い、会計の監査は年度決算時に行うものとする。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行うものとする。

4 監査は、書面監査又は実地監査により行うものとする。

(監査計画)

第4条 監査計画の立案に当たっては、業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意するものとする。

2 重要性、適時性、効率性その他必要な事項を勘案して、適切に監査対象及び方法を選定し、監査項目、調査方法、監査実施日等について、年間の監査計画を作成するものとする。

3 監査計画について、学長に提出するものとする。

(監事の補助者)

第5条 監事の事務補助は、監査室の事務主幹等の事務職員が行う。

2 監事は、必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項の職員以外の職員に、臨時に監査に関する事務を補助させることができるものとする。

3 前2項の規定により、監査の事務補助に従事する職員は、当該事務について知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

(監事の基本的心得)

第6条 監事は、常に業務運営の実施状況を把握するとともに、運営上の課題の認識を深めるよう努めなければならない。

2 監事は、監査機関たる地位にある者としての正当な注意をもって、監査を行わなければならない。

3 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、合理的な判断を行うよう努めなければならない。

4 監事は、その職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

5 監事は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監事間の情報の共有)

第7条 監事は、職務執行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めなければならない。

(監査の実施に関連する権限等)

第8条 監事は、業務の運営状況を把握するため、役員会その他重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとする。

2 監事は、業務に関する重要な文書を閲覧し、学長、理事及び職員に説明を求めることができるものとする。

3 監事は、重要な財産の取得、処分及び管理について調査し、学長、理事及び職員に説明を求めることができるものとする。

4 法令違反行為、業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事態が発生したとき、及び業務運営に関する内部通報、外部告発等があったときは、関係者は、速やかに監事に報告するものとする。

5 役職員等は、業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

6 監事は、監査対象部門の学長、理事及び職員に対し、監査の必要に応じて、質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

7 学長、理事及び職員は、監事（監査の事務補助に従事する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

8 監事は、本法人が国立大学法人法又は同法第35条において準用する独立行政法人通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

9 監事は、必要があると認めるときは、本法人の出資法人に対し、業務及び財産の状況調査の協力を求めることができるものとするとともに、出資法人の長は、調査の円滑な遂行に協力するものとする。

(会計監査人との連携)

第9条 監事は、会計監査人から監査計画、監査手続及び監査結果について報告を求め、監査意見の形成に活用する。また、随時会計監査人の監査に立合うことができるものとする。

2 監事が会計監査人から理事等の職務遂行に関し不正の行為又は法令、学内規則に違反する重大な事実について報告を受けたときは、監事はその内容を調査し学長及び理事に対して助言又は勧告をするものとする。

3 学長は、監事及び会計監査人との意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるものとする。

(内部監査部門との連携)

第10条 監事は、内部監査部門及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、内部監査及び業績評価の結果を活用するとともに、内部監査部門又は業績評価部門から説明、報告を求めることができるものとするほか、必要に応じ、内部監査部門に特定の調査を依頼する

ことができるものとする。

(監査調書の作成・保存)

第11条 監事は、監査報告書の基礎とした監査過程の資料等を監査調書として作成し、一定期間保存するものとする。

(監査結果報告書等)

第12条 監事は、監査を行ったときは、速やかに監査結果報告書を作成し、学長に提出するものとする。

2 監査結果報告書には、監査方法の概要、業務運営の適法性等に係る判断のほか、監査の結果把握した業務運営の状況、是正又は改善を要すると認められる事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

3 学長は、前項の規定により是正又は改善を要すると認められる事項がある場合には、改善措置を講ずるとともに、当該改善状況について、監事に報告するものとする。

(文部科学大臣への意見)

第13条 国立大学法人法第11条第9項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。

(学長等への報告義務)

第13条の2 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をす
るおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若
しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告すると
ともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。